

「自己評価ガイドライン対応版」の提案について

保育関係分科会では、自己評価の取り組みの促進が第三者評価の受審促進につながる
と考え、別表のとおり、「自己評価ガイドライン」における「自己評価の観点」に沿っ
たかたちで、「福祉サービス第三者評価基準」と「福祉サービス内容評価基準」の並び
替えを行いました。

保育所における自己評価については、平成 20 年 3 月に保育所保育指針が告示、「自己
評価を通じて、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない」とされま
した。

さらに、平成 21 年 3 月には、保育士がより主体的に自己評価に取り組むことができ
るよう「自己評価ガイドライン」が厚生労働省より示されました。

こうした流れを受けて、「自己評価ガイドライン」で示され、保育所保育指針と関連付
けた「自己評価の観点」に基づいた「自己評価ガイドライン対応版」を示す理由は以下の
3 点です。

- ① 一人ひとりの保育士の主体的な自己評価の取り組みが促進される。
- ② 保育士の自己評価を基盤とした保育所の自己評価が促進される。
- ③ 上記の取り組みにより第三者評価への関心、さらに受審が促進される。

また、それにあわせて共通 53 項目の評価項目、評価細目についても、保育現場に即
した用語として、利用者を「子ども」、「保護者」、サービス実施計画を「指導計画」に
するなどの置き換えを行っています。

なお、保育所が組織的に第三者評価に取り組むにあたり、本提案によらず保育所の理
念と計画の策定等組織的な方針とそれに基づいた保育実践という流れに基づいた並び
かえなど他の方法による評価の実施を妨げるものではありません。